

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技

関東地区代表選手選考会実施基準

第1条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技関東地区代表選手選考会(以下セレクション)を公平且つ円滑に行い、地区代表選手を決定する為、その選考方法を定めたものである。

第2条 参加資格

参加資格者は、関東学生オリエンテーリング連盟の各加盟員であり、日本学生オリエンテーリング選手権スプリント部門大会の参加資格を有する者がセレクションへの参加資格を有する。ただし、年齢は当該年度4月1日現在28歳未満でなければならない。

第3条 主管

- 1 主管は関東学連幹事長が委託する「スプリントセレ実行委員会」とする。
- 2 スプリントセレ実行委員会は毎年独自に組織され、セレクションの運営のみをその任務とする委員会とする。
- 3 スプリントセレは外部団体への開催委託も可能とする。その場合は、委託先団体と打ち合わせの上、実行委員会の在り方を別途検討するものとする。

第4条 開催日程

開催日程は幹事会が開催に先立つ2ヵ月前までの総会に提案し、承諾を得なければならない。

第5条 開催場所

幹事会が開催に先立つ2ヵ月前までの総会に提案し、承諾を得なければならない。なお、諸般の事情により事前に開催場所を発表できない場合には、第4条に定める日程の承諾を得ればそれで足りるものとする。

第6条 セレクション免除者

- 1 前年度インカレスプリント男女選手権クラス入賞者でその年度のセレクション参加資格を有する者のうち、当該年度インカレスプリントへの出場の意思のある者は、セレクションが免除され、当該年度インカレスプリント選手権クラスの関東地区代表選手としてそのまま認定される。この免除者は、関東に与えられる地区学連枠とは別個に選抜されるものなので、第7条1項に定められる関東の地区学連枠が減少することはない。
- 2 幹事長はセレクションの行われる2ヶ月前の総会までに第1項に該当する者全員に当該年度インカレスプリントへの出場の意思の有無を確認しなければならない。
- 3 実行委員会の人数不足などにより実行委員会から要望があった場合、セレクション免除者は原則としてセレクションの運営に関わるものとする。ただし、以下の理由によってやむをえず欠席する場合には、幹事長に申請し、許可を得なければならない。

- ① 大学の正課によるもの(実習等)
- ② 病気・怪我・忌引
- ③ その他、幹事長が特別に認めるもの

- 4 幹事長は前項の許可を与えるにあたっては、予めセレクション免除者と協議するものとする。
- 5 手続きを行わず不正に運営に関わらない者に対しては、本連盟は当該年度インカレスプリントの関東地区代表選手として認定しないこともある。

第7条 選考方法

- 1 関東学連から選考する枠(地区学連枠)は、レースにより決定する枠と、別途定める推薦立候補により選考される枠、または繰り上げによる枠に大別される。
- 2 選考は1回のセレクションレース及び推薦立候補者に対する推薦会議による議決によって行い、推薦会議によって決定する枠となる、男女共当学連に与えられた地区学連枠の1/10を除いた数を、セレクションによって選考・決定する。なお推薦枠数については、小数点以下は切り捨てとする。ただし、決定すべき代表者枠が10名以下の場合には推薦立候補による通過枠を1つ用意し、それを除く枠数をセレクションで決定する。

第8条 セレクション

- 1 セレクションは原則男女各1コースで行う。人数の関係上、1コースで行うことが不可能な場合は、コースを複数に分割することができる。その判断は運営者が行う。複数のコースの場合は、第7条2項によって定められた人数をコースで割り、枠を割り当てる。ただし、端数が出た場合は同一順位の者のうち、運営者による公平な抽選によって通過者を決定する。

- 2 複数コースの場合はコースの類似性が求められる。
- 3 コースを割り振る際は直前のインカレ個人戦の結果を参考とする。また、公平な割り振りのために必要であればそれ以外の大会の結果を用いてもよい。各コースの学校毎の人数は可能な限り均等に割り振らなければならない。各コースの同一スタート時刻の選手は運営者による公平な抽選により各レーンに割り振られる。コースの割り振りはレース前には非公開とし、レーンの割り振りのみが公開される。
- 4 レーンの結果、決定すべき人数と同順位の者が複数人であった場合は当該順位の者全員を通過者とし、これによって増加した人数を第9条で規定する「推薦立候補」による枠から減ずる。
- 5 前項の規定で増加した人数が第9条で規定する人数を超えた場合は、決定すべき人数と同順位の者のうちから関東学連総会にて選考を行う。この場合の手続きは第9条に規定する推薦に準じる。
- 6 シード選手の設定は、実行委員会の任意とする。ただし、シード選手を設定する際は公平性に十分に注意しなければならない。

第9条 推薦立候補

- 1 レースで決定していない代表選手枠は男女とも、推薦立候補と、立候補者に対する関東学連総会の判断によって決定する。
- 2 第8条3項を適用することになった場合を除き、幹事長はセレクション終了後、ただちに推薦立候補の案内を周知しなければならない。その際、セレクションの成績表も併せて周知する。立候補の受け付けは、推薦立候補の案内の周知から5日以内の、幹事会が相当と定める日時を締切とする。
- 3 推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、レースで決定していない代表選手枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。

- 4 推薦立候補者は、推薦立候補の案内と同時に用意される立候補書類に必要事項を記入の上、関東学連幹事長に締切日時までに提出する。幹事長はそれを受けると、ただちに連盟員を通して関東の加盟員各位に、提出された立候補書類を周知しなければならない。
- 5 推薦立候補に対する関東学連総会による判断の詳細については、別途「スプリントセレ推薦規約」を基準に定める。

第10条 リザーブトレイン

- 1 セレクションで使用するトレインはセレクションまでの期間関東学連加盟員の立ち入りを禁止する事ができる。リザーブトレインの指定は関東学連幹事会が行い、総会の承認を得なければならない。リザーブの開始時期は総会の承認以降とする。ただし、総会の承認以前に使用申請のあった練習会、大会、合宿についてはリザーブの期間内であっても関東学連加盟員の使用を認める。
- 2 関東学連幹事会がリザーブトレインの提案を関東の加盟員各位に行う場合、関東学連幹事会は提案されたトレインの告知・公表をもって関東学連加盟員のそれらトレインへの立ち入りを禁止することができる。なお、提案されたが総会の承認を得られなかったトレインのリザーブ解除は、総会の議決と時を同じくする。

第11条 選考結果の学連広報誌上での発表

全ての選考の結果及び推薦通過をめぐる関東学連総会での協議内容は、事後の学連活動報告にて発表しなければならない。

第 12 条 認定

幹事長は代表選手決定後、速やかに代表選手の確定情報を周知しなければならない。ただし学校枠・推薦立候補による繰り上がり通過等の認定は、すべての結果の確定後に通知する。

第 13 条 辞退

代表選手は何らかの事情により代表選手を辞退する場合、その旨を幹事長に届け出なければならない。

第 14 条 欠員補充

- 1 代表選手に辞退等により欠員が生じた場合、第 9 条 3 項に準じて繰り上げ通過を行う。代表選手の認定作業において誤りがあった場合、幹事会はその発覚までになされた手続き・発表等の如何に関わらず、この規約およびセレクションレースの結果のみに基づいて対処しなければならない。但し、インカレの選手登録名簿変更の期限以降に発生した欠員については、原則として辞退者による繰り上げ通過は行わない。
- 2 幹事長はセレクション終了後、速やかに欠員補充のための繰り上げ優先順位表を作成し、加盟員に公表しなければならない。
- 3 代表選手の繰り上げ認定を行った場合、幹事長は繰り上げ認定について速やかに加盟員に公表しなくてはならない。ただし、緊急の場合はこの限りではないものとする。

第 15 条 選考会中止時の措置

- 1 男子について、関東学連に与えられた出場枠を以下の計算式によって各クラブに配分する。各クラブはその枠数分の選手を通過者として部内から選出する。

① 直近に行われたインカレ個人スプリント競技における、当選考会への参加資格を持つ選手の実績を参照し、
(当該クラブに配分される枠数)

= { (関東学連に与えられた枠数) - (第7条2項で定められる推薦枠) }

× (ME 出場、MUA10 位以内、MF 3 位内のいずれかを満たす選手数 (セレクション免除者を除く))

÷ (関東学連全体えの上記の条件を満たす選手の数)

とする。小数点以下は切り捨てる。

② 関東学連に与えられた出場枠のうち、①によって各クラブに配分されなかった分を当措置実行時に推薦枠とする。

2 女子について、直近に行われたインカレ個人スプリント競技における枠獲得者 (WE15 位以内) を無条件で通過とし、残りを実行委員会による推薦によって決定する。

第 16 条 特記事項

この基準により対処できない事態の生じた時は、幹事会がこれに対応する。

第 17 条 改正

本基準の改正は総会において全加盟校の過半数の賛成を必要とする。

第 18 条 施行

本基準は令和 2 年 8 月 13 日より執行される。

令和 2 年 8 月 13 日改正